

訴 状

平成 26 年 4 月 8 日

横浜地方裁判所民事部 御中

原 告 古 賀 功 一

東京みらい法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 小 川 治 彦

同 田 川 信 一

被 告 株式会社損害保険ジャパン

上記代表者代表取締役 櫻 田 謙 悟

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 550 万円

ちょう用印紙額 3 万 2000 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金 550 万円及びこれに対する平成 24 年 4 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第 2 請求の原因

1 当事者

原告は、柔道整復師の資格を有し、住所地において西寺尾整骨院を開業して、患者の施術にあたっている者である。

被告は、損害保険等を取り扱う損保会社である。

2 交通事故の発生

平成 24 年 2 月 29 日午前 6 時 55 分頃、神奈川県横浜市中区錦町 37 番地の道路上に一時停止していた訴外 O 運転の車両（以下「被害車両」と言う。）に後方から走行してきた訴外 E 運転の車両が追突する事故（以下「本件事故」と言う。）が発生した（甲 1）。被害車両に同乗していた、訴外 B、同 C 及び同 A は、本件事故により頸椎捻挫等の怪我を負った（甲 2、3）。

3 被害者らによる西寺尾整骨院への通院希望

B、C 及び A は、事故後それぞれ病院で診察を受け、湿布や痛み止め等を処

方されたが、しびれや痛みがとれなかったため、Aは、同年3月5日から西寺尾整骨院を受診し、翌6日にも同整骨院を受診した（甲4）。BもAの紹介で、同整骨院に同月5日と7日に通院した（甲5）。CもAから紹介され、同整骨院に通うつもりでいた（甲6）。

4 被告従業員による名誉ないし信用毀損発言

（1）Aに対する被告従業員の名誉ないし信用毀損発言

Aは、平成24年3月初め頃、本件事故の加害者の任意保険会社である被告の横浜港北センターの担当者であるX某（以下「X」と言う）に対して、首や肩のしびれや痛みがとれないので西寺尾整骨院に通いたいと話し、了解を得た。ところが、その後、同月7日頃、Xから電話でAに連絡があり、西寺尾整骨院に通院して柔道整復術の施術を受けることについて、当初は承認していたのに、「やっぱりあそこはやめてください。」と言われた。これに対して、Aが「いや、でも、会社から近いから西寺尾整骨院がいいんですけど」と言うと、Xは「ダメだ」と答え、Aが理由を聞くと、「色々ありまして」と、いかにも何か隠し事があるような言い方をした。Aが、重ねて「何ですか。金ですか」と聞くと、Xは、「まあ、そんなところです」と発言し、施術料が高額でらうため、支払えないという趣旨の発言をした。そのうえで、「どうしても通うというのなら、自分で立て替え払いして、その上で請求して下さい」と発言した。Aが、さらに自分の方で立て替えればいいのかと聞くと、Xが「変えてもらった方がいいです」と言った。Aは、別の整骨院に行き、また、被告からそこでは施術料の支払いが出来ないと言われたら困るので、被告の方で整骨院を決めて欲しいと言ったところ、後日、Xから連絡があり、Aの自宅のそばの整骨院を紹介されたため、そこに通うことにした。従って、Aは、3月6日を最後に、西寺尾整骨院には行かなくなった（甲7）。

（2）Bに対する被告従業員の名誉ないし信用毀損発言

Bも首のしびれや痛みがあったため、Aの紹介で西寺尾整骨院に通いたいと考え、平成24年3月初め頃、その旨を被告担当者であるXに話した。

平成24年3月7日頃、XからBに連絡があり、西寺尾整骨院について、「あそこはちょっと止めて下さい」と言われた。Bが、Aが既に西寺尾整骨院に通っているのを知っていたので、どうして西寺尾整骨院に通院してはいけないのかXに聞いたところ、Xは、値段が高いからだと言った。Bが、高い安いも自

分には関係ないと言ったが、Xは、他を探すように言ってきた。Bは、自分の方で、別の整骨院を探し、翌日、Xに電話したところ、その整骨院は整骨に加えて整体もしているのでやはり取り扱えないと言われた。これを聞いたBは、XがBの身体のことを全く心配していないことに抗議したうえで、Xの方で整骨院を探すように話した。その後、XからBに連絡があり、網島の方の整骨院を紹介されたが、家から遠いので、Bはこれを断った。Bは、Cが△△整骨院というところに通っていると聞いたので、そこなら良いのかとXに聞くと、「そこは大丈夫です」と言われたので、そこに通うことにした。Bは、当初、Aに紹介された西寺尾整骨院に通うつもりだったが、Xから「あそこはやめて下さい」とか値段が高いと言われたため、△△整骨院に通うようになり、西寺尾整骨院には行っていない（甲6）。

（3）Cに対する被告従業員の名誉ないし信用毀損発言

Cも、Aから紹介され、西寺尾整骨院を受診し、平成24年3月5日と7日に同整骨院に通院し（甲5）、その後も通院を希望していたが、同月7日頃、同人から、西寺尾整骨院では治療費が払えない旨の話をされ、Bと同じく△△整骨院に通院することになった（甲6、7）。

5 被告従業員による信用ないし名誉毀損と営業妨害及び原告の損害

XのA、B及びCに対する上記各発言は、原告が経営する西寺尾整骨院について、保険会社である被告が支払いをしないような、施術料が高い、いわば“ぼったくりの”整骨院であるとの印象を与えるもので、原告の信用ないし名誉を著しく毀損するものである。

また、Xは、現に西寺尾整骨院に通院し、それ以降も通院を希望していたA及びBに対し、上記名誉ないし信用毀損発言をすることによって同整骨院に通院することを断念させ、別の整骨院へ転院させた。Xは、また、Bに対しても、西寺尾整骨院に通院することを希望していたのに、上記の各名誉ないし信用毀損発言をすることにより、同整骨院への通院を断念させ、別の整骨院へ通院させた。Xの本件各発言は、原告の営業を妨害するものである。

これらの発言により、信用ないし名誉を毀損され、かつ、営業を妨害されることにより、原告は著しい精神的苦痛を被った。これを慰謝するためには金500万円が相当である。また、弁護士費用としては金50万円が相当である。

6 被告の不法行為

Xの本件各信用ないし名誉毀損発言及び営業妨害は、被告の事業の執行についてなされたものであり、被告は、谷野の利用者として民法第715条1項本文により利用者責任を負担する。

7 結論

よって、原告は、被告に対し、民法715条1項本文に基づく損害賠償として金550万円及び本件各信用ないし名誉毀損発言がなされた後である平成24年4月1日から年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 甲第1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 | 甲第2号証 | 診断書 |
| 3 | 甲第3号証 | 診断書 |
| 4 | 甲第4号証 | カルテ |
| 5 | 甲第5号証 | 同上 |
| 6 | 甲第6号証 | 陳述書 |
| 7 | 甲第7号証 | 同上 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲第1号証ないし同第7号証（写し） | 各1通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |